

令和3年度

事業概要



宮城県立白石高等技術専門校

〒989-1102 宮城県白石市白川津田字新寺前5-1

TEL 0224-35-1511

FAX 0224-27-2110

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/srkogsn/>

E-mail srkogsn@pref.miyagi.lg.jp



学校紹介HP

I 概要

1 総括

本校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、宮城県が設置運営している職業能力開発施設です。宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画（平成9年1月）に沿って、県内の情報系訓練科を集約し平成13年、白石市に開校しました。

本校では、高度情報化時代を担う人材育成を目指し、デジタル通信技術や情報処理などの情報系を中心に訓練を行っています。

2 基本理念及び特色

（基本理念）

- ・時代の変化及び技能の高度化等に対応できる実践的技能者の育成
- ・自発的スキル習得意欲の助長
- ・地域に開かれた職業能力開発の促進
- ・技能の振興・援助

（訓練の特色）

- ・実技・実習にウェイトを置いた実践的訓練
- ・学生の創意工夫を尊重し、先端技術への対応を目指すカリキュラムの編成
- ・職業能力開発の総合的センターとして各種訓練コースの展開

3 沿革

- 平成13年4月 宮城県立白石高等技術専門校として、現在の地に開校
（普通課程）情報通信技術科、情報処理科及びOAビジネス科を新設
（短期課程）ソフトウェア管理科、造園科、OA経理科及び自動車運転科を新設
- 平成14年4月 （短期課程）パソコン文書科及びパソコン事務科を新設
- 平成17年4月 （短期課程）ソフトウェア管理科をビジネスソフトウェア科に改称
（短期課程）データベース入門科を新設
- 平成18年4月 （短期課程）パソコン事務科をパソコン入門科に改称
（短期課程）パソコン文書科をパソコン・簿記科に改称
（短期課程）自動車運転科を廃科
- 平成19年4月 （短期課程）データベース入門科を廃科、ビジネスパソコン科を新設
- 平成20年4月 （普通課程）情報通信技術科を通信システムエンジニア科に改称
（普通課程）情報処理科をプログラムエンジニア科に改称
（普通課程）OAビジネス科をオフィスビジネス科に改称
（短期課程）パソコン入門科及びパソコン・簿記科を廃科
- 平成22年4月 （短期課程）ビジネスソフトウェア科及びOA経理科を委託訓練に変更
- 平成23年4月 （短期課程）ビジネスパソコン科を廃科
- 平成25年4月 （普通課程）オフィスビジネス科を廃科
（短期課程）電気通信工事科を新設
- 平成31年4月 （短期課程）造園科及び電気通信工事科を募集停止
- 令和3年4月 （普通課程）通信システムエンジニア科を情報通信ネットワーク科に改称
（短期課程）造園科及び電気通信工事科を廃科

平成9年推計人口及び国勢調査結果

単位：千人

		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
平成9年国立社 会保障・人口問 題研究所推計	総数	2,329	2,394	2,450	2,495	2,523	2,530	2,519
	うち15 ～19歳	177	164	141	125	127	135	140
国勢調査結果	総数	2,329	2,365	2,360	2,348	2,334		
	うち15 ～19歳	177	162	138	121	116		
平成9年推計と 国勢調査結果の 差	総数	0	△29	△90	△147	△189		
	うち15 ～19歳	0	△2	△3	△4	△11		



宮行評委第14号
令和4年1月21日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長

内田 美 穂



「県立高等技術専門校再編整備事業」に係る大規模事業評価について（答申）

令和3年11月1日付け総政第78号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙1のとおり答申します。

(別紙1)

県立高等技術専門校再編整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 再編整備により閉校となる県立高等技術専門校の跡地を管理するリスクを十分に認識し、早期に効果的な利活用方法について検討すること。
- 2 県立高等技術専門校の厳しい入校者状況を真摯に受け止め、再編整備の基本方針における取組内容をより具体化し、県民の理解が得られるように努めること。また、引き続き職業能力開発校として求められる役割を調査・分析し、競争力のある県立高等技術専門校のプログラムを検討すること。
- 3 再編整備により配慮が必要となる学生に対し、情報技術の活用による柔軟なカリキュラム等による学生支援のほか、関係機関と連携しながら、その家族への支援等も包括的に展開すること。
- 4 県立高等技術専門校に外国人留学生の入校が可能になり、再編整備基本計画の基本条件を大きく変更する場合は、抜本的に当該計画を再検討すること。